



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

〔公 告〕

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係

独立行政法人都市再生機構、弁理士  
登録・特定侵害訴訟代理業務の付

記・日本弁護士連合会弁護士名簿登  
録・登録換え・登録取消し・氏名変  
更・記章紛失・外国法務事務弁護士名  
簿の登録・登録取消し・指定法の付

〔告 示〕

○放送普及基本計画の一部を変更する  
件(総務三四)

○国債の発行等に関する省令第五条第  
十一項の規定に基づき発行した利付  
国債の発行条件等を公示  
(財務四七～五九)

○国債の発行等に関する省令第六条第  
十一項の規定に基づき発行した利付  
国債の発行条件等を公示  
(同四五～五九)

○肥料を登録した件(農林水産一九九)  
○肥料の登録の有効期間を更新した件  
(同二〇〇)

○生産業者又は輸入業者の住所の変更  
に係る届出があつた件(同二〇一)

○特定特殊自動車の型式の届出があつ  
た件  
(経済産業・国土交通・環境六一)

○届出事業者の住所を変更した件  
(同八八)

○少數生産車の型式を承認した件  
(同八九～九五)

○承認事業者の住所を変更した件  
(同九六)

○承認事業者の代表者の氏名を変更し  
た件(同九七)

○総務省告示第二十四號  
放送法(昭和二十五年法律第二百四十九号)第11條の1様回復の規定に基づいて  
和六十二年郵政省告示第大四六(同)の一部を次のものに変更したので、同様の規定に基づいて  
告示する。

平成二十一年一月八日

ハ 協会が委託により行わせる放送

ア 平成23年7月24日(同日までの間に放送法第18条第3項において準用する同条第1  
項の規定により同法第9条の4第1項の認定を受けた委託国内放送業務の廃止の認可  
があつたときは、当該廃止の日。以下「業務廃止日」という。)までの間においては、次の  
協会が委託により行わせる放送については、その回数の1の範囲内において、次の  
aからcまでに掲げる各1系統の放送を行うこと。

a 離規制解消を目的とする放送(標準テレビジョン放送)

b 倍星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送(標準テ  
レビジョン放送)

c 技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式  
の高精細度テレビジョン放送の普及に資する総合放送(高精細度テレビジョン放送  
(災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法  
の開拓若しくは普及に資するために一時的に標準テレビジョン放送を行うこともできる  
きるものとする。))

(b) 数の1の範囲内においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波  
数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放  
送を行うこと(一部の時間帶において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テ  
レビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時にを行うこともできる  
ものとする。)

a 倍星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総  
合放送

b 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並  
びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(C) (B)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a 首都直下型地震等により地上系の全国に向かう放送の実施に重大な障害が生じた  
場合においても全国に向かう情報の提供が確保されるよう、倍星系による放送の特  
性を生かすこと。

b 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又  
は普及を進めること。

(D) (B)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者((国内において放送番組の制  
作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。)をいう。以下同じ。)に制作  
を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したもの)を含  
む。及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合  
が百分の十六以上となるよう努めること。  
b 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送  
番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める  
割合が百分の五十以上となるよう努めること。

総務大臣 原口 一雄

